HOKKAIDO BOARD OF EDUCATION

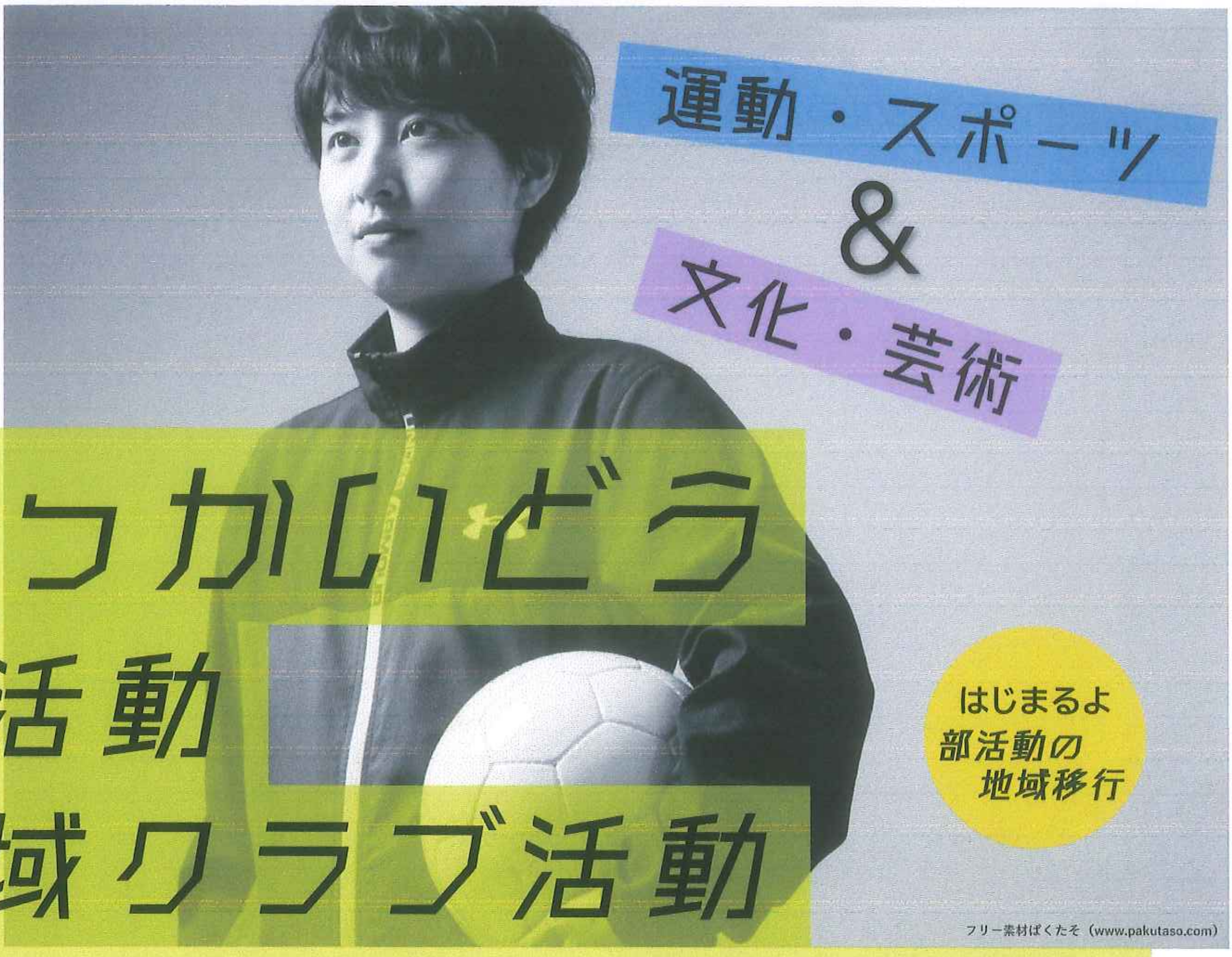

フリー素材ぱくたそ（www.pakutaso.com）

運動・スポーツ
&
文化・芸術

ほっかいどう 部活動 地域クラブ活動 サポーターバンク

はじまるよ 部活動の地域移行

中学生・高校生のスポーツ・文化活動に皆さんの力をお貸しください。

北海道教育委員会では、道内の公立学校で行われる「部活動」や、各地域で部活動に代わって行われる「地域クラブ活動」の指導者の候補者として登録していただける方（サポーター）を募集しています。

「スポーツや文化活動の指導経験がある方」、「競技や文化活動等の経験があり指導が可能な方」は、北海道の子どもたちのために、登録を御検討ください。

ご登録はこちらから
https://www.harp.lg.jp/qMnIAJEu

フォームへの入力が難しい場合のみ、道教委のHPから様式をダウンロードし、郵送又はFAXにて送信してください。

HOKKAIDO BOARD OF EDUCATION

北海道教育庁 教職員局 教職員課 部活動対策推進係
住　所：〒060-8544 札幌市中央区北３条西７丁目
電　話：011-206-6067　FAX：011-232-1051
https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/hatarakikata/supporterbank.html

ほっかいどう部活動/地域クラブ活動サポーターバンクとは

道内の市町村立中学校等や道立学校において、部活動指導員や外部指導者として「部活動」の指導等を行っていただける方、中学校の部活動の代わりに各地域で行われる「地域クラブ活動」の指導者として活躍いただける方を名簿に登録し、市町村教育委員会や学校、地域クラブの求めに応じて情報提供します。

学校部活動における指導者

部活動指導員

- 学校教育法施行規則に定められた学校職員（非常勤）
- 校長の監督の下、顧問として部活動指導や大会引率等を行います。
- 報酬が支払われます。
- 勤務条件は市町村や学校により異なります。

外部指導者（外部コーチ）

- 顧問の教員とともに、技術指導等を行います。（単独での指導は原則行いません。）
- 報酬等の有無、勤務条件等は市町村や学校により異なります。

地域クラブ活動指導者

- 学校部活動の代わりに地域で行われるスポーツや文化活動の指導を行います。
- 中学生への指導が基本ですが、多世代が参加するなど、地域によって多様な形態があります。
- 勤務条件は活動の実施主体となる各団体の規定に基づきます。

応　募　資　格

- 道内の中学校等や道立学校における部活動のほか、地域クラブ活動での指導等が可能な方（登録の段階では、教員免許状や競技等の指導資格などの要件は設けておりません。）
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当するなど、社会通念に照らし、指導者として不適切と認められる方は登録できません。

※　公立学校教員が、地域クラブ活動の指導者として任用されるためには、所属する学校の設置者である教育委員会から兼職兼業の許可を得る必要があります。

留　意　事　項

- 登録情報については、サポーターを選考、任用する目的のため、北海道教育委員会のほか、関係市町村教育委員会や学校、地域クラブで共有します。目的外での使用は一切いたしません。
- 登録者が必ず任用されるわけではありません。
- 本サポーターバンクに関するより詳しい情報は、下記のホームページを御覧ください。

https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/hatarakikata/supporterbank.html

部活動の地域移行とは･･･

学校の部活動は、子どもたちにとって、スポーツや芸術文化等の活動機会であるとともに、貴重な人間形成の機会ですが、少子化による生徒数の減少に伴い、活動に必要な部員数を維持出来ないなど、全国的に部活動の継続が難しくなってきています。

このような状況を受け、国は令和５年度から公立中学校の休日の部活動を段階的に地域の活動（地域クラブ活動）へ移行する方針を示しており、北海道においても各地域で検討が進められています。

地域クラブ活動の実施主体は、行政の他、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ・文化団体、民間事業者、大学、クラブチーム、地域学校協働本部等多様な主体が考えられ、地域の実情に応じて体制が整備されます。

HOKKAIDO
BOARD OF
EDUCATION

ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンク募集案内

北海道教育委員会では、部活動の地域連携や地域移行の取組の一環として、公立学校で部活動の指導を行う部活動指導員や外部指導者（外部コーチ）のほか、学校部活動の代わりに地域で行われる「地域クラブ活動」の指導者の候補者募集・登録に対応した「ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンク」を設置しました。

1　ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンクとは

道内の札幌市を除く市町村立学校（中学校・義務教育学校の後期課程・高等学校）や道立学校（中等教育学校・高等学校・特別支援学校）（以下「中学校等」という。）において、部活動指導員や外部指導者（外部コーチ）として部活動の指導等を行っていただける方や、中学校の部活動の代わりに行われる地域で行われる「地域クラブ活動」の指導者として活躍頂ける方を「ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーター」として名簿に登録し、部活動指導員等の配置を検討する市町村教育委員会や道立学校、地域クラブに情報提供するものです。

部活動指導員

- 学校教育法施行規則に定められた学校職員（非常勤）
- 校長の監督の下、顧問として部活動指導や大会引率等を行います。
- 報酬が支払われます。
- 勤務条件は市町村・学校により異なります。

＜高等学校の場合の例＞
勤務日数等：週1～5日程度、
平日2時間程度、土日3時間程度
報酬1,600円/時間

外部指導者（外部コーチ）

- 顧問の教員とともに技術指導等を行います。（単独での指導は原則行いません。）
- 報酬等の有無、勤務条件等は市町村・学校により異なります。

地域クラブ活動指導者

- 学校部活動の代わりに地域で行われるスポーツや文化活動の指導を行います。
- 中学生への指導が基本ですが、多世代が参加するなど、地域によって多様な形態があります。
- 勤務日、報酬の額等の勤務条件は、活動の実施主体となる各団体の規定に基づきます。

2　部活動の地域移行とは

学校の部活動は、子どもたちにとって、スポーツや芸術文化等の活動機会であるとともに、貴重な人間形成の機会ですが、少子化による生徒数の減少に伴い、活動に必要な部員数を維持出来ないなど、全国的に部活動の継続が難しくなってきています。

このような状況を受け、国は令和５年度から公立中学校の休日の部活動を段階的に地域の活動（地域クラブ活動）へ移行する方針を示しており、北海道においても各地域で検討が進められています。

地域クラブ活動の実施主体は、行政のほか、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ・文化団体、民間事業者、大学、クラブチーム、地域学校協働本部等多様な主体が考えられ、地域の実情に応じて体制が整備されます。

3　応募方法

右の二次元バーコード又はURLから応募フォームにアクセスし必要事項を入力

https://www.harp.lg.jp/qMnIAJEu →

※フォームへの入力が難しい場合のみ、下記URLから申込書をダウンロードし、郵送又はFAX送信してください。

https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/hatarakikata/supporterbank.html

4　応募資格

・道内の中学校等における部活動の他、地域クラブ活動での指導等が可能な方（登録の段階では、教員免許状や競技等の指導資格などの要件は設けておりません。）
・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当するなど、社会通念に照らし、指導者として不適切と認められる方は登録できません。

現職教員の皆様へ

公立学校教員の方が、地域クラブ活動の指導者として任用されるためには、所属する学校の設置者である教育委員会から兼職兼業の許可を得る必要があります。

（参考）・ 令和3年2月17日付け２初初企第39号文部科学省通知「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」
・ 公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html

文部科学省HP

5　応募から任用までの流れ

①　応募フォームによりお申し込みください。
②　応募内容を確認の上、「ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンク」に登録します。
③　市町村教育委員会や学校、地域クラブからの照会に対し、④道教委（教育局）から情報提供します。
⑤　指導者を探している市町村教育委員会等から応募者に連絡します。
⑥　勤務条件等を確認し、面接等の選考を経て任用となります。

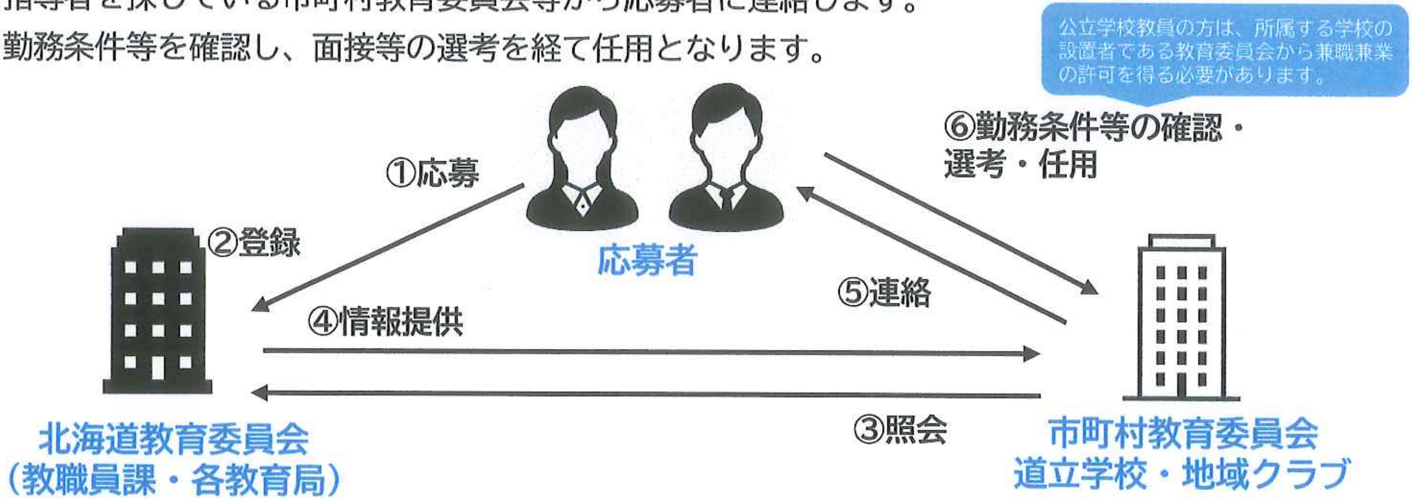

6　その他

・登録情報については、指導者を選考、任用する目的のため、北海道教育委員会のほか、関係市町村教育委員会や学校、地域クラブで共有します。目的外での使用は一切いたしません。
・バンクへの登録は、原則として申し出がない限り継続して行いますが、長期に渡って連絡が取れないなど、管理者が登録を抹消することが適当と判断する場合はこの限りではありません。
・登録者が必ず任用されるわけではありません。
・登録後に内容の変更や抹消を希望される場合は、専用フォームへ入力してください。※
<変更・抹消用フォーム>https://www.harp.lg.jp/cHAsgLju

変更・抹消用

※フォームへの入力が難しい場合のみ、下記URLから変更申込書をダウンロードし、郵送又はFAXしてください。
https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/hatarakikata/supporterbank.html

7　お申し込み・お問合せ

HOKKAIDO BOARD OF EDUCATION

北海道教育庁 教職員局 教職員課 部活動対策推進係
住　所：〒060-8544　札幌市中央区北３条西７丁目
電　話：011-206-6067　FAX：011-232-1051